



平成 20 年 3 月 25 日

各 位

会社名 大豊建設株式会社
代表者名 代表取締役 岡村康秀
(コード番号 1822 東証第1部)
問合せ先 管理本部 総務部長 中杉 正伸
(TEL 03 - 3297 - 7000)

建設業法に基づく営業停止処分について

当社は、名古屋市発注の地下鉄工事に関して、独占禁止法違反があったとして、公正取引委員会から排除措置命令を受けたことに伴い、国土交通省から3月24日付で、建設業法の規定に基づく営業停止処分を下記のとおり受けました。

本件に関しましては、お客様、株主の皆様をはじめとする関係各位に多大な迷惑とご心配をおかけすることになり、深くお詫び申し上げます。

当社といたしましては、この処分を厳粛かつ重く受け止め、社内コンプライアンス体制の一層の強化に取り組み、再発防止と信頼回復に努めてまいります所存です。

記

1. 停止を命じられた営業の範囲

岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域内における土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

2. 期間

平成20年4月7日から平成20年4月21日までの15日間

以 上